

准保育士制度の創設反対に関する意見書（案）

平成26年3月に開催された、政府の産業競争力会議の雇用・人材分科会において、保育士不足を理由に、民間認証での准保育士資格を設け、育児経験のある主婦層の就業機会を増やし保育所の質の向上を図るとの提案がなされ、議論されている。

児童福祉法第18条の4では、保育士は、「専門的知識及び技術をもつて、児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行うことを業とする者」と規定されている。このように保育士には、専門知識、技術及び職業倫理が求められ、子育て経験があれば誰にでもできるものではないからこそ、国家資格が必要とされている。

0歳児から就学前までの、人生の中でも成長発達が著しく、個人差も大きい、重要な人格形成期に、児童の発達を理解した保育士が、それぞれの子どもの発達に合わせて、遊び、保育者の関わり方及び集団の在り方を工夫し、子どもが生き生きと活動できる環境を創ることによって、児童を心身ともに健やかに育成することが可能となる。

准保育士は、子育ての経験者が簡単に取得できる民間認証資格として想定されているが、多くの関係者、保護者から専門性への危惧の声が上がっている。また、現場の保育士に責任が集中し、負担が増えることになりかねない。准保育士制度の創設は、保育士不足の解決にならないばかりか、保育の質を低下させることにつながり、親が安心して子どもを預け、働ける環境が奪われるおそれがある。

国がすべきことは、資格要件の緩和による人材の確保ではなく、保育士の賃金の引上げ、処遇改善及び人員配置の増員等により、働き続けられる職場を作り、潜在保育士も働くことができるようにすることである。

よって、東京都議会は、国会及び政府に対し、准保育士制度を創設しないよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年6月 日

東京都議会議長 吉 野 利 明

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
厚生労働大臣

} 宛て